

宮城県立がんセンター緊急緩和ケア病床登録施設要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、宮城県立がんセンター緩和ケアセンター（以下、「緩和ケアセンター」という。）と在宅支援診療所との地域医療連携に係る機能を強化し、入院措置の必要な患者のニーズに応え、適切で切れ目のない緩和ケアの提供を目指し、必要な事項を定め実施する。

(登録条件)

第2条 在宅支援診療所等で、診療所内に緩和ケア研修会を受講した医師がいること、または当院の緩和ケア地域連携カンファレンスに複数回出席していることとする。

ただし、すでに当院と連携し協力して診療にあたっている在宅支援診療所等は相互連携確認の上、登録施設とする。

(登録手続き)

第3条 緊急緩和ケア病床利用の登録手続きは、上記の条件を満たしている医師の勤務がある医療機関を登録施設とし、別紙の「登録施設名簿」に記載する。

また、登録施設には登録証を発行するとともに、医療機関名をがんセンターのホームページ等で紹介する。

新規の医療機関が登録した場合には、別添「登録医療機関申込書」（様式1）に記載し提出してもらう。

(役 割)

第4条 緩和ケアセンターは、登録医療機関に対して、緊急緩和ケア病床に関する病床の利用状況などを案内する。

2 登録施設は、緩和ケアセンターが開催する緩和ケア地域連携カンファレンス及び各種緩和ケア関連の勉強会等に参加することができる。

(要綱の改廃及び調整)

第5条 この要綱の改廃及び要綱に定めのない事項、登録施設の登録及び運営上に疑義、苦情などが生じた場合は、お互いが話し合いの上、調整していくこととする。

(実施細目)

第6条 この要綱の実施に関し、必要な事項は別に定めるものとする。

附則 この規則は令和5年5月1日から施行